

建技第239号
平成30年7月27日

本庁各課及び各出先機関の長 様

建設技術企画課長

オンライン電子納品の試行について（通知）

現在、交通基盤部では、建設生産プロセスの生産性向上の取組として、ICT活用を推進しており、電子納品の運用の効率化について検討を行っています。

この度、この検討の一環として、オンライン電子納品の試行を下記のとおり実施することとしたので、適切な運用をお願いします。

記

1. 実施資料

オンライン電子納品試行要領

オンライン電子納品の試行に関する特記仕様書

2. 対象工事及び業務

原則として全ての電子納品対象工事及び業務を対象とする。ただし、電算帳票作成業務委託、及び、電子成果品に個人情報を含む工事及び業務は対象外とする。

3. 実施期間

平成30年8月1日以降に積算する対象工事及び業務のうち、平成30年11月から平成31年3月に成果の納品を実施する予定の工事及び業務で実施する。

担 当 建設ICT推進班 芹澤
TEL 054-221-2128
FAX 054-221-3569

平成 30 年 7 月 27 日

オンライン電子納品試行要領

(趣旨)

第 1 条 電子納品の運用の効率化の検討の一環として、電子成果品の電子媒体による納品に替えて、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）試行について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務・工事)

第 2 条 原則として、全ての電子納品対象工事及び業務を対象とする。ただし、電算帳票作成業務委託及び電子成果品に個人情報を含む工事及び業務は対象外とする。

(実施手続)

第 3 条 対象工事・業務は、特記仕様書を添付し発注手続きをする。

(利用システム)

第 4 条 オンライン電子納品は、以下の受注者によるオンライン型電子納品システムのプロトタイプシステム（以下、「オンライン型電子納品システム」という。）により実施する。

URL : <https://mycityconstruction.jp/>

稼働期間（予定）：平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月

(適用)

第 5 条 電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により、オンライン電子納品を実施することができるものとし、オンライン電子納品を実施する場合、従来の電子媒体の納品は不要とする。

2. オンライン型電子納品システムは、プロトタイプとして運用しているため、事前協議でオンライン電子納品の適用することとした場合においても、システムの稼働状況やデータ登録状況等により、システムが利用できない場合は、電子媒体による納品を行うものとする。

(実施手順)

第 6 条 オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

(1) 事前協議

受注者はオンライン電子納品を希望する場合、事前協議における事前協議チェックシートの電子納品対象項目の備考欄に「オンライン電子納品を適用」と記載し、発注者の承諾を得る。工事検査方法等については、「電子媒体を使用」に替えて「オンライン電子納品システムを使用」とする。

(2) ユーザ登録

受注者は、オンライン型電子納品システムのユーザ登録を行う。

(3) 成果品登録

受注者は、電子納品チェックシステムを用いてチェックを行った上で、電子成果品の登録作業を行う。

(4) 登録内容確認

発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(5) 登録確認書類

受注者は、オンライン型電子納品システムの登録確認書を発注者に提出する。

(6) 検査

検査は、オンライン型電子納品システムに登録された成果品をシステム上で閲覧することで実施する。なお、機器の準備は、検査時にインターネット接続が必要となることを考慮した上で、受発注者のどちらが行うか事前協議において確認する。

(7) 成果品の修正

検査の指摘等により、成果品の修正が必要となった場合、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(データの取扱い)

第7条 オンライン電子納品の電子成果品は、オンライン型電子納品システムにおいて、全てのデータを一般公開する。

2. 発注者が一般公開を不相当と判断した項目及び受注者が一般公開を希望しない項目は、オンライン型電子納品システムにおいて、該当する部分を非公開に設定とすることとし、事前協議において確認する。

(電子成果品の保管)

第8条 オンライン電子納品の電子成果品は、建設技術企画課がデータ転送処理を実施し、電子納品・保管管理システムにてデータを保管する。

2. オンライン電子納品の電子成果品は、電子納品・保管管理システムで保管するデータを正式文書とする。電子納品要領で規定する電子媒体での文書の保管は行わない。

(試行の検証)

第9条 オンライン電子納品の試行により、その効果や課題について把握するため、オンライン電子納品を実施した受発注者に対してアンケート等の調査を実施する。

オンライン電子納品の試行に関する特記仕様書

(定義)

第1条 オンライン電子納品とは、電子成果品の電子媒体による納品に替えて、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品を行うことをいう。

(利用システム)

第2条 オンライン電子納品は、以下の受注者によるオンライン型電子納品システムのプロトタイプシステム（以下、「オンライン型電子納品システム」という。）により実施する。

URL： <https://mycityconstruction.jp/>

稼働期間（予定）：平成30年11月～平成31年3月

(適用)

第3条 電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により、オンライン電子納品を実施することができるものとし、オンライン電子納品を実施する場合、従来の電子媒体の納品は不要とする。

2. オンライン型電子納品システムは、プロトタイプとして運用しているため、事前協議でオンライン電子納品の適用することとした場合においても、システムの稼働状況やデータ登録状況等により、システムが利用できない場合は、電子媒体による納品を行うものとする。

(電子成果品の作成)

第4条 電子成果品は、従来の電子媒体による電子成果品と同様に作成するものとするが、以下に留意する。

(1) 工事番号（工事管理項目）

工事番号は、13桁（書式：00-A0000-00-11-00）の番号で記入する。

(2) 設計書コード（業務管理項目）

設計書コードは、13桁（書式：00-A0000-00-13-00）の番号で記入する。

(3) フォルダ構成

ルート直下を電子納品のフォルダ構成とする。ディスク毎に分割されたフォルダ構成としない。

(実施手順)

第5条 オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

(1) 事前協議

受注者はオンライン電子納品を希望する場合、事前協議における事前協議チェックシートの電子納品対象項目の備考欄に「オンライン電子納品を適用」と記載し、発注者の承諾を得る。工事検査方法等については、「電子媒体を使用」に替え

て「オンライン電子納品システムを使用」とする。

(2) ユーザ登録

受注者は、オンライン型電子納品システムのユーザ登録を行う。

(3) 成果品登録

受注者は、電子納品チェックシステムを用いてチェックを行った上で、電子成果品の登録作業を行う。

(4) 登録内容確認

発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(5) 登録確認書類

受注者は、オンライン型電子納品システムの登録確認書を発注者に提出する。

(6) 検査

検査は、オンライン型電子納品システムに登録された成果品をシステム上で閲覧することで実施する。なお、機器の準備は、検査時にインターネット接続が必要となることを考慮した上で、受発注者のどちらが行うか事前協議において確認する。

(7) 成果品の修正

検査の指摘等により、成果品の修正が必要となった場合、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(データの取扱い)

第6条 オンライン電子納品の電子成果品は、オンライン型電子納品システムにおいて、原則として全てのデータを一般公開する。

2. 発注者が一般公開を不適当と判断した項目及び受注者が一般公開を希望しない項目は、オンライン型電子納品システムにおいて、該当する部分を非公開に設定するとすることとし、事前協議において確認する。

(ICT活用工事の特例)

第7条 オンライン電子納品を実施する場合、ICT活用工事の3次元データの納品に規定する完成形状の計測点群データ(LAS形式)は、オンライン電子納品の対象とし、Shizuoka Point Cloud DB (<https://pointcloud.pref.shizuoka.jp>)への登録は不要とする。

(調査への協力)

第8条 受注者は、オンライン電子納品を実施した場合、オンライン型電子納品システムのアンケート調査に協力する。